

令和7年12月

第12回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年12月12日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
4番	飯島 秀幸	5番	飯岡 宏記
6番	石田 真也	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	18番	本橋 文男
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	姥原 昇		

欠席委員

3番	横田 晋吾	7番	中島 信夫
----	-------	----	-------

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	苅谷 智美
農業行政課	係長	西村 孝之
農業行政課	主任	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議案第 4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 5号 現況証明の発行可否について

議案第 6号 買受適格証明の発行可否について

議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第 8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取消について

議案第 9号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議案第 10号 非農地の決定について

日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第 2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第 5号 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について

報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 7号 つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和7年第12回の総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

総会の開会前ですが、雨貝委員より、御礼の御挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、少々お時間をいただきたいと思います。

では、雨貝委員、よろしくお願ひいたします。

雨貝洋子委員

皆様、このたびは、長期間に渡りお休みをしてしまいました、大変申し訳ございませんでした。

また、互助会のほうからも、お見舞いもいただきまして、御礼申し上げます。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局（鳴海事務局長）

それでは、開会に入りたいと思います。

まず、飯野会長から御挨拶をいただきたいと思います。

開会の宣告

会長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。大変お忙しいところ、御苦労様でございます。

令和7年第12回総会を招集しましたところ、委員各位の出席を賜りまして、ありがとうございます。

12月に入り、寒暖の差も大きくなつてまいりましたので、体調管理を含め、皆さんも十分に気をつけていただければと思います。

本日は、御苦労様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。

会長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第12回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

傍聴人の方にお願いがあります。

つくば市農業委員会会議規則第26条に基づき、会議の妨げとなる行為、発言等を禁止いたします。

また、つくば市議会傍聴規則第9条に準じて、写真撮影や録音することを禁止いたします。

これより議事に入りますが、本日、議席3番の横田委員、議席7番の中島委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和7年第12回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席17番青木道子委員、議席18番本橋文男委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局苅谷係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号5番、6番については、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番及び議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号8番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号5番、6番を除き、議案第2号、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号5番、6番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいいたします。

青木道子委員

去る 12 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 3 番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 4 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号 7 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 8 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 3 番、4 番、7 番、8 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、姥原委員、お願いいいたします。

姥原 昇委員

去る 12 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 9 番については、申請人は野菜・ブルーベリーを作付けしている農家で、申請地には野菜・ブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号 10 番については、農業開始のため申請するもので、申請地にはアロエなどの多肉植物を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 9 番、10 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂区分について、石島委員、お願ひいたします。

石島繁委員

去る12月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番から13番、16番から19番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号14番については、ブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号15番については、申請者は水稻を生産するために新たに設立された農地所有適格法人で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号20番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号11番から20番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波区分について、岡田委員、お願ひいたします。

岡田実委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番、22番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号23番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号24番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号25番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号26番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号27番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号28番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けす

る予定です。

以上のことから、提出番号 21 番から 28 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、桜地区分について、吉田委員、お願いいいたします。

吉田新一委員

去る 12 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 29 番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 30 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 31 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 32 番については、申請者は水稻・野菜・ブルーベリーを作付けしている農家で、申請地にはブルーベリーを作付けする予定です。

提出番号 33 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 34 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 35 番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 36 番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 37 番については、申請者は、申請地の隣接地で認定こども園を経営している社会福祉法人です。今般、通園している園児に食育の大切さを伝える方針を掲げ、実施するべく、農地を取得し、事業の用に供するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 38 番については、申請者は水稻とソバを作付けしている農地所有適格法人で、申請地にはソバを作付けする予定です。

提出番号 39 番、40 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人はブドウと陸稻を作付けしている農家で、申請地には陸稻を作付けする予定です。

提出番号 41 番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地にはイチゴを作付けする予定です。

提出番号 42 番については、申請者は水稻・小麦・ソバ・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 37 番については、農地法施行令第 2 条第 1 項の不許可の例

外に該当するため、提出番号 29 番から 36 番、38 番から 42 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の提出番号 1 番から 4 番、7 番から 42 番の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第 1 号の提出番号 1 番から 4 番、7 番から 42 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号の提出番号 1 番から 4 番、7 番から 42 番について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 1 番から 4 番、7 番から 42 番については、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号 1 番については、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 5 番、6 番及び議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 8 番と関連する一体の事業であることから、議案第 2 号の審議から提出番号 1 番を除き、議案第 1 号、議案第 4 号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局から説明がありました、桜地区において調査を実施しておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む個人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、共同住宅1棟を建築する計画で、資金については不動産業者からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号2番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号2番は、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号6番と関連する一体の申請であることから、議案第3号の審議から提出番号1番を除き、議案第4号の審議と合わせて議題とすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、筑波地区において調査を実施しておりますので、岡田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

岡田 実委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、令和7年7月14日付け、つくば農委指令第11号をもって、資材置場用地として農地法第5条の許可を受けましたが、発掘調査の期間延長により、一時転用期間を令和8年2月28日まで延長するため、事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号2番については、承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号2番について、承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号5番、6番、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第4号、議案第1号、議案第2号、議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願ひいたします。

野堀良夫委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で中古タイヤの買取・販売業を営む法人です。今般、既存資材置場が手狭のため、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理をした上で、中古タイヤ 1,300 本を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 2 番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 3 番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 4 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 5 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 1 番から 5 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいいたします。

青木道子委員

去る 12 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 6 番と議案第 3 号の提出番号 1 番については、一体の計画のため一括して説明いたします。

議案第 3 号の提出番号 1 番については、令和 5 年 5 月 12 日付け、つくば農委指令第 20 号をもって、建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第 4 号の提出番号 6 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 7 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 8 番と議案第 1 号の提出番号 5 番、6 番、議案第 2 号の提出番号 1 番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから一括して説明いたします。

申請地は、農用地区域内農地です。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、転用期間満了に伴い、議案第 1 号の提出番号 5 番については、現在、権利を設定している農地所有適格法人が引き続き耕作するため、提出番号 6 番については、区分地上権の設定をするため、それぞれ申請するものです。

議案第 2 号の提出番号 1 番、議案第 4 号の提出番号 8 番については、営農型太陽光発電施設用地として申請するもので、令和 8 年 1 月 16 日から 5 年間の一時転用です。

また、下部農地では、市外に本店を置く農地所有適格法人が引き続き、大豆、里芋を輪作する計画となっております。

許可後の利用方法は、415Wパネルを1,740枚設置しており、最低地上高を3m確保しています。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、議案第 1 号、提出番号 6 番については、農地法第 3 条第 2 項ただし書きの区分地上権であるため、提出番号 5 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われます。議案第 3 号、提出番号 1 番については、承認しても差し支えないと思われます。議案第 2 号の提出番号 1 番、議案第 4 号の提出番号 6 番から 8 番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第 1 種農地の例外許可規定並びに第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、姥原委員、お願いいいたします。

姥原 昇委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 9 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電気固定買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となってお

ります。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、585Wパネルを168枚設置し、メンテナンススペースと車両転回スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む個人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電気固定買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、620Wパネルを156枚設置し、メンテナンススペースと車両転回スペース計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号9番、10番については、一般基準に適合の上、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島繁委員

去る12月5日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号11番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電力の固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、585Wパネルを140枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号11番、12番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えない

と思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願ひいたします。

吉田新一委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、農用地区域からの除外が見込まれており、除外後の農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で寺院を経営している宗教法人です。現在、既存の駐車スペースが手狭で、事業に支障を来していることから、申請地を取得し、駐車場用地として利用すべく申請されるのですが、許可を得ることなく一部使用してしまっていることから、始末書が添付されております。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車12台分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号13番から15番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号、議案第1号の提出番号5番、6番、議案第2号の提出番号1番、議案第3号の提出番号1番の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号、議案第1号の提出番号5番、6番、議案第2号の提出番号1番、議案第3号の提出番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号、議案第1号の提出番号5番、6番、議案第2号の提出番号1番、議案第3号の提出番号1番について、許可及び承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号5番、6番、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についての提出番号1番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番については、許可及び承認することに決定いたします。

なお、議案第2号の提出番号1番、議案第4号の提出番号8番につきましては、営農型太陽光発電に係るガイドラインに基づき、申請に係るパネル支柱部の面積と下部農地の合計面積が30アールを超える案件になりますので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、青木委員、お願いいいたします。

青木道子委員

去る12月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、不耕作により原野状態となっており、現在も同様の状況です。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっています。

提出番号3番については、20年以上前から宅地として利用されており、現在も同様の状

況となっております。

以上のことから、提出番号1番から3番については、非農地証明の範囲と認められるこ
とから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいた
します。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいいたします。

石島繁委員

去る12月5日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号4番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況とな
っております。

以上のことから、提出番号4番については、非農地証明の範囲と認められることから、
証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、岡田委員、お願いいいたします。

岡田実委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番については、非農地証明の範囲と認められることから、
証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 買受適格証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号14番については、議事参与制限案件に該当しますので、14番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
まず、谷田部地区分について、青木委員、お願いいいたします。

青木道子委員

去る12月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、競売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。
提出番号2番については、芝・果樹を作付けしている農家で、競売参加予定地には、果樹を作付けする計画です。

提出番号3番については、水稻・果樹を作付けしている農家で、競売参加予定地には、果樹を作付けする計画です。

提出番号4番については、水稻・ソバを作付けしている農地所有適格法人で、競売参加予定地には、野菜・果樹を作付けする計画です。

提出番号5番については、サツキを作付けしている農家で、競売参加予定地には、サツキの苗木を作付けする計画です。

提出番号6番については、野菜を作付けしている農家で、競売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。
願出人は、市内で音楽教室、イベントを主催する法人です。今般、事業の拡大を図るべく、公売参加予定地に来客用の駐車場を計画するものです。

落札後の利用方法は、全面を碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車

4台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号8番については、小麦を作付けしている農家で、競売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。

提出番号9番については、水稻・野菜・小麦を作付けしている農家で、競売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。

提出番号10番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、競売参加予定地には、果樹を作付けする計画です。

提出番号11番については、水稻・果樹を作付けしている農家で、競売参加予定地には、果樹を作付けする計画です。

提出番号12番については、農業開始のため申請するもので、公売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。

提出番号13番については、農地区分は第3種と判断しました。

願出人は、市内で住宅の塗装業を営む法人です。現在、特定の資材置場がなく、業務に支障を来していることから、競売参加予定地に資材置場を計画するものです。

落札後の利用方法は、全面を碎石敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、塗装用の足場、器具、大型トラック等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番から6番、8番から12番については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、並びに提出番号7番、13番については、一般基準に適合の上、第2種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいいたします。

吉田新一委員

去る12月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、公売参加予定地には、果樹を作付けする計画です。

提出番号16番については、申請者は水稻と野菜を作付けしている農家で、公売参加予定地には、麦と陸稻を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号15番、16番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の提出番号1番から13番、15番、16番の説明及び報告が終わりまし

た。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第6号の提出番号1番から13番、15番、16番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号の提出番号1番から13番、15番、16番について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 買受適格証明の発行可否についての提出番号1番から13番、15番、16番は、証明発行可とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号14番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、加園委員の退席を求めます。

(加園秀信委員 退席)

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号14番について、筑波地区で調査を行っておりますので、岡田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

岡田 実委員

去る12月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号14番については、水稻・芝を作付けしている農家で、公売参加予定地には水稻を作付けする計画です。

以上のことから、提出番号14番については、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号14番について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号14番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号14番について、岡田委員報告のとおり証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 買受適格証明の発行可否についての提出番号14番は、証明発行可とすることに決定いたします。

加園委員の復席を求めます。

(加園秀信委員 復席)

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書25ページになります。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和7年11月19日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃貸借権を設定するものです。

以降、整理番号38番までのとおりとなり、豊里地区23件、谷田部地区1件、茎崎地区2件、大穂地区4件、筑波地区6件、桜地区2件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

なお、本件に関しまして、訂正が1箇所ございます。

議案書の49ページ、整理番号25番になります。こちら借賃が [REDACTED] 円と書かれています

ですが、正しくは [REDACTED] 円の誤りとなります。お手数でもご訂正をお願いいたします。
大変申し訳ございませんでした。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号25番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号1番から24番、26番から38番について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

姥原委員、お願ひいたします。

姥原 昇委員

茎崎地区の姥原です。

議案書47ページ、整理番号23番の申請の件で質問いたします。

東京都に在住の方で、豊里地区の農地を借りて耕作するという内容ですが、肥培管理がきちんとされるのか危惧しております。申請地での栽培作物について把握していれば教えてください。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局からお答えさせていただきます。

栽培作物は、野菜とお聞きしておりますが、具体的な品目については把握しておりませんので、後ほどお調べして御回答させていただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

姥原 昇委員

総会前に行われた現地調査会で豊里地区の委員さんが適当と判断されたと思うが、都内の方が耕作できるのでしょうか。

野堀良夫委員

先般の現地調査会で現地を確認しましたが、耕作者の方がいらっしゃらなかつたので確認はできておりません。

姥原 昇委員

茎崎地区でも都内の方が新規就農で農地を借りて作付けするという申請がなされた場所があるんですが、いまだに耕作されておらず、遊休農地のような状態になっているところがあるものですから、質問したしだいです。

事務局（飯泉課長補佐）

毎月実施する現地調査の機会を利用して農地パトロールを実施し、不耕作地とならないように監視を行っていきたいと思います。

議長（飯野和男）

そのほかに質問、意見等がありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

それでは、質問、意見共にないようですので、これにて整理番号1番から24番、26番から38番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号1番から24番、26番から38番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。
よろしいですか、この件は。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、整理番号1番から24番、26番から38番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号25番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯島秀幸委員の退席を求めます。

（飯島秀幸委員 退席）

議長（飯野和男）

それでは、整理番号25番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号25番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号25番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、整理番号25番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

飯島秀幸委員の復席を求めます。

(飯島秀幸委員 復席)

議案第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取消について

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取消についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第8号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、谷田部地区で調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

去る12月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、願出人は、令和5年11月13日付けで農地法第5条の届出が受理されましたが、事業計画の見直しにより転用の実施を取り止めることとなったことから、譲渡人と連名で届出受理の取消しを願い出るものです。

現地を確認したところ、届出受理時の状況と変わりなく、土地の所有権登記も変更されていないことから、届出受理の取消しをしても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第8号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第8号について、届出受理を取り消すことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理の取消については、届出受理を取り消すことに決定いたします。

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（苅谷係長）

議案書64ページになります。

令和7年3月に策定した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画変更時にも、市町村は農業委員会へ意見を求めることがなっています。

令和7年10月受付分の地域計画変更の内容は、自己用住宅地等として利用するための除外になります。

該当変更区域は9つありますて、第1区は計画からの除外が5筆、第2区は計画からの除外が1筆、第4区は計画からの除外が3筆、第5区は計画からの除外が4筆、第6区は計画からの除外が2筆、第8区は計画からの除外が1筆、第14区は計画からの除外が1筆、第15区は計画からの除外が1筆、第16区は計画からの除外が3筆の計21筆の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考えると回答することでおろしいでしょうか。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定いたします。

議案第10号 非農地の決定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第10号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（苅谷係長）

議案書65ページから67ページになります。

議案第10号 非農地の決定について御説明いたします。

農地法第30条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地として分類した土地の所有者の方に、登記地目変更承諾書を事務局から発送いたしました。承諾を頂いた土地20筆、計10,762m²を農地法第2条第1項の農地に該当しないと決定するものです。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 非農地の決定については、原案のとおり農地に該当しないことを決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第7号についてですが、内容は議案書68ページから8

9ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第7号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野和男）

質問、意見共にないようですので、報告案件を終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他

議長（飯野和男）

その他報告ですが、毎年1月に発行している「農委だよりつくば」について、情報提供専門委員会の青木委員長より報告をお願いいたします。

青木道子委員

皆さんの机上にお配りしている「農委だより」については、来年の1月から2月頃に市内の農家10,000世帯に配布するものです。

今回は、農地等利用最適化推進施策の意見書提出に関する記事のほか、農業担い手講習会の開催、水稻の再生二期作に関する記事などを掲載する予定です。

このほか、市内で自然薯栽培を行いながら、店舗経営されている営農者のインタビュー記事を掲載しております。

記事内容は、既に最終校正の段階ですが、お気づきの点等がございましたら事務局までお声掛けいただければと思います。

以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）

続きまして、現在、谷田部地区で実施している農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の対崎委員長より報告をお願いいたします。

対崎徳男委員

皆さんの机上にお配りしている「チャレンジ事業の作業予定表」を御確認いただければと思います。現在、谷田部地区の委員さん方に御尽力いただきまして、圃場整備の作業を進めているところでございます。

また、先般の総会の場でも申し上げましたとおり、委員の皆様には満遍なく作業に携わっていただきたいという思いから、お配りしました表のとおり作業分担を振り分けさせていただきました。

なお、殺菌剤、除草剤の散布につきましては、ジャガイモの生育状況に応じて作業時期も前後する場合もございますので、チャレンジ事業の連絡網を用いて適宜御連絡するようになります。

引き続き、御支援・御協力をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議長（飯野和男）
御苦劳様でした。

閉会の宣告

議長（飯野和男）
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第12回総会を閉会いたします。
長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。

【午後2時40分　閉会】

議長

農業委員会委員

農業委員会委員